



4 免税される輸出取引は？

この章では、「消費税が免除される輸出取引」について説明します。

消費税は、国内における商品の販売やサービスの提供などに課税されるものです。課税事業者が輸出取引や国際輸送などの輸出に類似する取引として行う課税資産の譲渡等については、消費税が免除されます。

1. 輸出免税

[1] 免税される輸出取引の範囲

課税事業者が次のような輸出取引等を行った場合は、消費税が免除されます。

- ① 国内からの輸出として行われる資産の譲渡又は貸付け（典型的な輸出取引）
 - ② 国内と国外との間の通信又は郵便若しくは信書便
 - ③ 非居住者に対する鉱業権、工業所有権、著作権、営業権等の無体財産権の譲渡又は貸付け
 - ④ 非居住者に対する役務の提供
- ただし、次のイからハについては、免税とされる輸出取引にはならず、消費税が課されます。
- イ 国内に所在する資産に係る運送又は保管
 - ロ 国内における飲食又は宿泊
 - ハ イ又はロに準ずるもので国内において直接便益を享受するもの



もっとくわしく

免税される輸出取引の範囲は……

- 外国貨物の譲渡又は貸付け（上記①に該当するものを除く。）
- 国内と国外との間の旅客や貨物の輸送（国際輸送）
- 船舶運航事業者等に対する外航船舶等（注1）の譲渡又は貸付け
- 船舶運航事業者等の求めに応じて行われる外航船舶等の修理
- 国内と国外の間又は国外と国外の間の貨物輸送用のコンテナの譲渡、貸付けで船舶運航事業者等に対するもの又はそのコンテナの修理で船舶運航事業者等の求めに応じて行われるもの
- 外航船舶等の水先、誘導、その他入出港若しくは離着陸の補助又は入出港、離着陸、停泊若しくは駐機のための施設の提供に係る役務の提供等で船舶運航事業者等に対するもの
- 外国貨物の荷役、運送、保管、検数又は鑑定等の役務の提供

輸出免税についての注意点は……

- ① 次の取引は、輸出取引ではありませんから、輸出免税の規定の適用はありません。
 - イ 輸出する物品の製造のための下請加工
 - ロ 輸出取引を行う事業者に対して行う国内での資産の譲渡等
- ② 旅行者主催の海外パック旅行に係る役務の提供は、旅行者と旅行者との間の包括的な役務の提供契約に基づくものです。したがって、役務の提供は国内におけるものと国外におけるものに区分して、次のように取り扱われます。
 - イ 国内輸送又はパスポート交付申請等の事務代行に係る役務の提供は、国内において行う課税資産の譲渡等に該当します。なお、輸出免税の適用はありません。
 - ロ 国内から国外・国外から国外・国外から国内への移動に伴う輸送、国外におけるホテルでの宿泊、国外での旅行案内等の役務の提供については、国内において行う資産の譲渡等に該当しませんから、不課税取引です。

注1 「外航船舶等」とは、国内と国外との間又は国外間で行われる旅客や貨物の輸送の用に供される船舶又は航空機をいいます。

- 1 消費税の仕組み
- 2 課税対象
- 3 非課税取引
- 4 輸出免税
- 5 納税義務者
- 6 納税義務の成立時期
- 7 課税標準
- 8 控除税額等の計算方法
- 9 国境を越えた役務の提供
- 10 端数計算
- 11 地方消費税
- 12 手続
- 13 納税地
- 14 届出等
- 15 帳簿の保存
- 16 国等に対する特例
- 17 会計処理
- 18 適格請求書等保存方式
- 19 総額表示

[2] 免税の適用を受けるための証明

輸出免税の適用を受けるためには、その取引が輸出取引等である証明が必要です。輸取出引等の区分に応じて輸出許可書、税関長の証明書又は輸出の事実を記載した帳簿や書類を整理し、納税地等に7年間保存する必要があります。

[1] の①のうち輸出の許可を受ける貨物の場合	→ 輸出許可書 (税関長が証明した書類)
[1] の①のうち郵便物として輸出する場合 (当該資産の価額(注2)が20万円を超えるとき)	→ 輸出許可書 (税関長が証明した書類)
[1] の①のうち郵便物として輸出する場合 (当該資産の価額(注2)が20万円以下のとき)	→ 帳簿又は書類
[1] の②の取引の場合	→ 帳簿又は書類
[1] のその他の取引の場合	→ 契約書その他書類



注2

この価額とは、FOB価格であり、原則として、当該郵便物の現実の決済金額（例えば、輸出物品の販売金額）となります。

ポイント

◎輸出免税の適用には、輸出許可書等の保存が必要です。

2. 輸出物品販売場における輸出免税

輸出物品販売場（免税店）を経営する事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が、外国人旅行者などの非居住者（注3）に対して免税対象物品を一定の方法で販売する場合には、消費税が免除されます。

免税対象物品とは、通常生活の用に供する物品（注4）であって、同一の非居住者に対する同一の輸出物品販売場における1日の販売価額（税抜き）の合計額が次の基準を満たすものをいいます。（注5）

免税対象物品の区分	販売価額（税抜き）
一般物品（家電、バッグ、衣料品等《消耗品以外のもの》）	5千円以上
消耗品（飲食料品、医薬品、化粧品その他の消耗品）	5千円以上50万円以下

輸出物品販売場を開設しようとする事業者は、販売場ごとに事業者の納税地を所轄する税務署長の許可が必要です。（注6）

[1] 輸出物品販売場の種類（注7）

① 一般型輸出物品販売場

販売場を経営する事業者自身がその販売場において免税販売手続を行う輸出物品販売場です。

② 手続委託型輸出物品販売場

その販売場が所在する商店街やショッピングセンター等の法令に定められた場所又は施設（特定商業施設）に免税販売手続を代理するための設備（免税手続カウンター）を設置する事業者が、免税販売手続を代理する輸出物品販売場です。

免税手続カウンターを設置しようとする事業者は、特定商業施設ごとに事業者の納税地を所轄する税務署長の承認が必要です。（注6）

注3

「非居住者」とは、外国人旅行者など日本国内に住所又は居所を有していない方などをいいます。日本国内にある事務所に勤務する方や日本に入国後6か月以上経過した方は「非居住者」には該当しません。

注4

事業用又は販売用として購入することが明らかな物品及び金又は白金の地金は、免税対象物品から除かれています。

注5

一般物品と消耗品の販売価額が各々、5千円未満であったとしても、合計額が5千円以上であれば、一般物品を消耗品と同様の指定された方法により包装することで、免税販売することができます。この場合、その一般物品は消耗品として取り扱うこととなります。

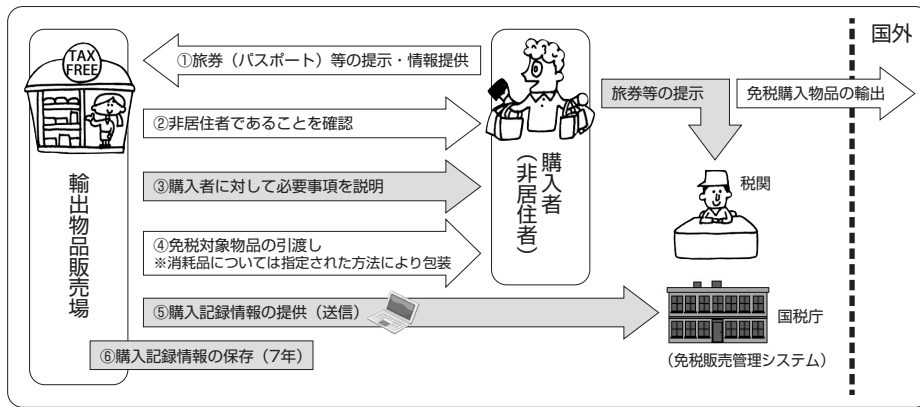
注6

輸出物品販売場の許可及び免税手続カウンターの設置承認を受けることができるのは、消費税の課税事業者に限られます。

注7

令和2年度税制改正で「自動

■一般型輸出物品販売場における免税対象物品の販売方法



これまで輸出物品販売場において書面により行われていた購入記録票の作成等の免税販売手続が見直され、これらの手続が令和2年4月1日から電子化されました。（注8）

令和3年9月30日までの間は、経過措置として従来の書面による免税販売手続ができることとされていますが、同日までに免税販売手続の電子化に対応しなかった場合、令和3年10月1日以後は免税販売を行うことはできません。

輸出物品販売場における輸出免税制度の適用を受けるためには、購入記録情報を7年間保存する必要があります。（注9）

[2] 臨時販売場制度（注10）

輸出物品販売場を経営する事業者が、臨時販売場（7月以内の期間を定めて設置する販売場に限り）の設置事業者としてあらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受け、臨時販売場を設置する日の前日までに、納税地の所轄税務署長に「臨時販売場設置届出書」を提出した場合、その臨時販売場を輸出物品販売場とみなして免税販売を行うことができます。

ポイント

- ◎輸出物品販売場を開設しようとする事業者は、販売場ごとに事業者の納税地を所轄する税務署長の許可が必要です。
- ◎輸出物品販売場において免税で商品を販売するためには、一定の方法により販売する必要があります。

このほか、輸出物品販売場制度についてさらに詳しくお知りになりたい場合は、国税庁ホームページの「輸出物品販売場における輸出免税について」に掲載している各種リーフレットやQ&Aをご参照ください。

販売機型輸出物品販売場」制度が創設されました。自動販売機型輸出物品販売場とは、免税販売手続が指定自動販売機(国税庁長官が観光庁長官と協議して指定するもの)によってのみ行われる輸出物品販売場です。自動販売機型輸出物品販売場は、令和3年10月1日からその許可を受けることができます(指定自動販売機の設置ごとに自動販売機型輸出物品販売場の許可を受ける必要があります)。

注8

事前に輸出物品販売場ごとに「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書(第20-(3)号様式)」の提出等が必要です。詳しくは、国税庁ホームページ「輸出物品販売場の免税販売手続電子化について」をご参照ください。

注9

事業者が購入記録情報を保存しない場合や、居住者に免税販売した場合等は、消費税が免除されません。

注10

詳しくは、国税庁ホームページ「輸出物品販売場制度の改正について(平成31年4月)」をご参照ください。